

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

		所管課名	産業政策課	整理番号	1-5-5
許認可等の種類	商工組合の特例の地区の承認				
根拠法令条例等・条項	中小企業団体の組織に関する法律第9条				
許認可等の概要	<p>商工組合は、一又は二以上の都道府県の区域を地区とする場合に限り、設立することができるが、市町村の区域内の市街地における一定の地域において小売業又はサービス業に属する事業を営む中小企業者のすべてが加入することができ、かつ、これらの事業を営む者以外の者が加入することができない商工組合（以下「商店街組合」という。）を設立する場合の特別の地区の承認。</p>				
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定（法令において言い尽くされているため） ○中小企業団体の組織に関する法律施行令第2条 1 その地域の全部又は大部分が市の区域に属するものであること。 2 その地域の全部又は一部を地区の全部又は一部とする商工会が設立されていないこと。 3 その地域の全部又は一部を地区の全部又は一部とする商工会議所が設立されているときは、その地域を地区とする商店街組合が設立されることによりその商工会議所の組織又は運営に支障を生ずるおそれがないこと。</p>				
基準の制定根拠					
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	概ね3週間				
期間の制定根拠	申請書を審査するのに必要な期間				